

## I 2020年農林業センサスの概要

### 1 調査の目的

2020年農林業センサス（以下「調査」という。）は、農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する各統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

### 2 農林業センサスの沿革

我が国の農業センサスは、国際連合食糧農業機関（FAO）が提唱した「1950年世界農業センサス要綱」に準拠した世界農林業センサスを、昭和25年以降10年ごとに実施するとともに、その中間年次に我が国独自の農業センサスを実施している。

また、林業センサスは、昭和35年以降10年ごとに実施していたが、平成17年から農業と林業の経営を一体的に把握する調査形態となったため、以降5年ごとに実施している。2020年農林業センサスは、農業で15回目、林業で9回目の実施となった。

### 3 調査の対象

本調査は農林業経営体調査と農山村地域調査からなり、県・市町村は農林業経営体を、農林水産省地方統計組織は農山村地域調査（農業集落調査等）を別途実施した。

農林業経営体調査は、『Ⅱ 利用上の注意』の「1 用語の解説」に示した農林業経営体の規定に該当するすべての経営体（試験研究機関，教育機関，福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。）を対象とした。

### 4 調査期日

令和2年2月1日現在で実施した。

### 5 農林業経営体の調査方法

農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査（状況に応じて調査員が報告者の報告を補助することを妨げない。）により実施した。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

### 6 農林業経営体の調査事項

経営の態様，世帯の状況，農業労働力，経営耕地面積等，農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況，農産物の販売金額等，農作業受託の状況，農業経営の特徴，農業生産関連事業，林業労働力，林産物の販売金額等，林業作業の委託及び受託の状況，保有山林面積，育林面積等及び素材生産量，その他農林業経営体の現況を把握するために必要な事項。

## 7 2020年調査の主な変更点

### (1) 調査対象の属性区分の変更

2005年農林業センサスで農業経営体の概念を導入し、2015年調査までは、家族経営体と組織経営体に区分していた。2020年調査では、法人経営を一体的に捉えるとの考えのもと、法人化している家族経営体と組織経営体を統合し、非法人の組織経営体と併せて団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体とした。

### (2) 調査項目の見直し

#### ア 調査項目の見直し

(ア) 青色申告の実施の有無，正規の簿記，簡易簿記等の別

(イ) 有機農業の取組状況

(ウ) 農業経営へのデータ活用の状況

#### イ 調査項目の削減

(ア) 自営農業とその他の仕事の従事日数の多少（農業就業人口の区分）

(イ) 世帯員の中で過去1年間に自営農業以外の仕事に従事した方の有無（専業別の分類に利用）

(ウ) 田，畑，果樹園の耕作放棄地面積

(エ) 農業機械の所有台数

(オ) 農作業の委託状況

(カ) 農外業種からの資本金，出資金提供の有無